



第 25 号



令和2年 1月 27日

東ト協 適正化事業部

令和元年に改正・施行された主な法令等について

新年あけましておめでとうございます。事業者の皆様には、平素から格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年もどうぞよろしくお願いたします。

昨年は、働き方改革の実施に向け、多くの関係法令等が改正、施行されております。そこで今回は新年号として、主な改正された法令等を掲載いたしました。事業者の皆様には、今一度、内容を確認し、適切な業務管理を行っていただくようお願いいたします。

施行日	内 容
	<p>車限令違反情報による荷主情報の聴取（「適正化だより第24号」既報）</p> <p>国土交通省自動車局貨物課長からの通達により、道路管理者から車両制限令違反として警告・措置命令を受けたトラック事業者に対して、運輸支局の要請により巡回指導を行う際に、当該トラック事業者から任意に荷主情報を聴取する取組みが導入されました。</p>
	<p>商法改正に伴う標準貨物自動車運送約款等の改正</p> <p>商法改正を反映させた新標準運送約款を使用する場合は、新標準約款を主たる事務所その他営業所に掲示する必要があります（※平成29年11月4日改正の趣旨を含まない約款を使用している事業者については、改正後の運送約款を使用するには、運賃及び料金の変更届が必要となります）。</p>
4月1日	<p>整備管理者研修（安全規則15条 ※令和元年8月1日の改正により、第3条の4に変更）</p> <p>事業者は、選任した整備管理者であって次に掲げるものに地方運輸局長が行う研修を受けさせなければなりません。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 整備管理者として新たに選任した者2. 最後に当該研修を受けた日の属する年度の翌年度の末日を経過した者
	<p>働き方改革関連法年5日の年次有給休暇の取得義務</p> <ol style="list-style-type: none">1. 労働時間に関する制度の見直し<ol style="list-style-type: none">(1) 時間外労働の上限規制 年720時間の適用（中小企業は2020年4月1日から）【一般則】 年960時間の適用（2024年4月1日から）【自動車運転業務】(2) 年休5日取得義務化 使用者は、10日以上年次有給休暇が付与される労働者に対し、5日について、毎年時季を指定して与えなければなりません。2. 勤務時間インターバル制度の普及促進等（労働時間等設定改善法）3. 産業医・産業保健機能の強化（労働安全衛生法等）

6月15日	<p>荷役作業等の乗務記録への記載（「適正化だより第24号」既報）</p> <p>トラックドライバーが車両総重量8ト以上又は最大積載量5ト以上のトラックに乗務した際、「集荷地点等で積み込み若しくは取卸し又は附帯業務（＝荷役作業等）」を実施した場合は、当該作業について乗務記録の記載対象に追加されました。なお、「荷待時間」については、平成29年7月に既に記載対象となっています。</p>
7月1日	<p>改正貨物自動車運送事業法の荷主関連部分の施行</p> <p>トラック事業者が法令遵守できるよう「荷主の配慮義務」が設けられたほか、「荷主勧告制度の強化」、荷主への『要請』『勧告』『公表』などの働きかけ等の規定の新設が行われました。</p>
11月1日	<p>貨物自動車運送事業法改正に伴う関係省令・通達の主な改正について</p> <p>●トラック事業者の法令遵守の徹底を図るための措置</p> <p>巡回指導の結果、E判定となった営業所であって、かつ「①点呼の実施が不適切」「②過労運転等に係る措置が不適切」「③健康診断を2名以上未受診」のいずれも指摘を受け、改善が認められない場合に安全確保命令が発令され、安全確保命令発令後もいずれも改善されない場合には、許可の取消しが行われます。</p> <p>●貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準の一部改正</p> <p>社会保険料等の未納があった場合、保有車両台数100両以下の事業者に義務付ける任意保険（物損）を締結しなかった場合の処分量定が追加され、また、処分量定を加重・軽減する対象が明確化されました。</p> <p>●適正化事業実施機関からの悪質性の高い営業所に係る巡回指導結果の報告等の強化</p> <p>速報事案の対象に、上記①②③のいずれも指摘された営業所が追加されるとともに、定期報告事案の対象に、社会保険料等を納付していない営業所が追加されました。</p> <p>●自動車運送事業者の社会保険等の未加入・未納対策の強化</p> <p>監査及び巡回指導において確認する事項に社会保険料等の納付状況が追加（トラック事業者に対するものに限る）されるとともに、社会保険料等の納付が確認できない場合の照会先に健康保険組合が追加されました。</p> <p>●事業計画変更等に関する処理方針の一部改正</p> <p>許可及び認可申請の際の審査が拡充されました。その内、休廃止届及び車両数の変更については記載の通り変更されております。</p> <p>○休廃止届が「休廃止後30日以内」から「事前届出30日前まで」に改正されました。</p> <p>○車両数の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更後に5両未満となる増減車の場合 <ul style="list-style-type: none"> ※減車は、災害等により車両が使用不能となり、これに代わる車両が確保されるまでの間におけるものである場合に限り認可されます。 増車は、適切な事業計画を有していると認められる場合に認可されます。 ・増車する場合において、許可取消し処分後5年を経過していない場合、営業所における行政処分の累積点数が12点以上がある場合、または過去1年以内の巡回指導結果がE判定を受けている場合 ・保有車両数が大幅に増加する場合（30%以上増加であり、かつ、11台以上） <p>については、認可申請となります。</p>

⇒改正法のうち、7月の荷主関連、11月の事業者が遵守すべき事項関係についての具体的な説明は、全ト協作成資料「貨物自動車運送事業法の改正～トラックドライバーの労働条件改善に向けた制度改正～」をご参照ください。

(http://www.jta.or.jp/rodotaisaku/hatarakikata/kaisei_jigyoho201911.pdf)